

TPP交渉の現状と見通し～東山氏の話提供から～

TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加に対し本町は、一貫して「反対」の姿勢を続けています。平成25年3月号から6回にわたり、広報で訓子府農業に与える影響などを連載しました。今後も随時、TPP交渉の状況などを情報提供していく予定ですが、今回は、講演などで来町したこともある北海道大学大学院農学研究院講師の東山 寛さんが、9月17日に北見市で開かれた「TPP交渉に係る研究会」で話題提供した内容の一部を紹介します。

9月に三つのTPP関連会合開催



東山 寛 氏 経歴

北海道大学大学院農学研究院講師
北海道大学大学院農学研究科博士
課程修了。博士（農学）。
秋田県立大学生物資源科学部を経て2004年10月北海道大学大学院農学研究院助手。2007年4月助教。2013年1月から現職。
1967年北海道生まれ。

1. 交渉官会合（9月1日から10日間、ベトナム・ハノイ）
3日からは首席交渉官会合（日本からは鶴岡首席交渉官が出席）も行われました。難航分野（医薬品知財・国有企業・環境）も議論するとされていましたが、医薬品知財の議論は分科会では行われたものの、首席交渉官には上げられなかったようで、アメリカが強硬に主張し続けている新薬の特許保護強化なども含め、議論は簡単に収束しそうな状況です。

2. 日米農産物協議（9月9、10日、東京、大江・カトラリー協
議）
オバマ大統領が掲げる「11月の大筋合意」を実現するには論点の絞り込みが前提となつてい
ました。農産物の重要品目をめぐる意見の隔たりは埋められず、進展は得られませんでした。

3. 日米並行交渉（9月3日～5日、ワシントンDC、森・カトラリー協
議）
TPP全体交渉、市場アクセスの日米（二国間）交渉に加え、もう一つ、日本には半ば押しつけられた「日米並行交渉」。並行交渉は、TPPの全体交渉では対処できない日本の「非関税障壁」全般を取り上げることになっており、焦点は自動車分野です。

4. 今後の見通し
今の流れを整理しておく、「日米協議」↓「交渉官会合」↓「閣僚会合」↓「首脳会合」ということであり、日米協議が進展しなければ何もまとまらないという雰囲気になっていきます。日本としては、①重要品目の関税は残す（ゼロは受け入れ難い）②ある程度関税を削減するとしても、セーフガード（日豪EPAで導入したような数量セーフガード）基準数量を超えれば関税を復活）を確保するとい
う方針を置いているようで、西川農相も「日本としては何としてもセーフガードを取るという気持ちで交渉している」（日本農業新聞9月12日付）と述べています。

医療機関での子宮がん・乳がん検診

医療機関での子宮がん・乳がん検診を受けることができます。受診を希望される方は、福祉保健課健康増進係までお申し込みください。

○実施期間 平成27年3月31日まで

	検診の種類	対象者	自己負担額
子宮がん検診	子宮頸部がん検診	今年度20歳以上となる女性	1,500円
	子宮体部がん検診	子宮頸部がん検診を受診された方で、不正出血など症状のある方など	1,000円 (病院で支払い)
乳がん検診	視触診	今年度30～39歳となる女性	1,000円
	視触診・マンモグラフィ併用検診(二方向)	今年度40～49歳となる女性	3,000円
	視触診・マンモグラフィ併用検診(一方向)	今年度50歳以上となる女性	2,500円

※昨年度、乳がん検診（視触診・マンモグラフィ併用検診）を受診された方は対象外となります。

福祉保健課健康増進係（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

特定疾患医療受給者証の更新手続きはお済みですか？

特定疾患医療受給者証の有効期間が12月31日までとなっている方で、1月1日以降も交付を希望される方は、12月31日(水)までに更新申請手続きが必要です。更新申請手続きを行わない場合は、平成27年1月1日以降、医療受給者証はご使用いただけなくなりますので、ご承知ください。

また、制度改正に伴い、新たな認定基準が設定されるため、現在の基準で認定可能な方であっても、医療費助成の対象者として認定されない場合がありますので、ご注意ください。

なお、12月31日(水)までに更新申請手続きを行っていただけない場合、新規申請が必要となりますので、経過措置を受けることができなくなりますので、必ず申請期間内での手続きをお願いいたします。

- 申請受付場所
北見保健所（北見市青葉町6番6号）
- 更新申請期間
窓口で申請される場合
12月26日(金)まで
郵送で申請される場合
12月31日(水)消印有効
- 問合せ 北見保健所健康推進課保健予防係
(☎24-4171)

11月は児童虐待防止推進月間

■児童虐待とは

親または保護者が、子どもに対して身体的な危害を加えたり、適切な養育を行わないことで、子どもの心身を傷つけ、健全な成長、発達を損なう行為を言います。

■次のようなことを見たり聞いたりしたら、通告先までご連絡ください
「不自然な傷が多い」「叩く音や叫び声が聞こ

える」「衣服や体がいつも極端に汚れている」「車内に子どもが放置されている」「小さな子どもを置いてしよっちゅう外出している」など不審なことがあれば通告してください。

通告した方の情報は、決して漏らしません。

■通告先

- 役場福祉保健課（☎47-5555）
- 北見児童相談所（☎24-3498）
- 児童相談所全国共通ダイヤル
(☎0570-064-000)